

# 第 1 章 総 則

## 第 1 条（目的）

本規約は愛知県中古自動車販売商工組合（以下「J U 愛知」という）の開催するオートオークションを公正かつ円滑に妥当な価格体系のもと、売手、買手間の商品中古車取引の仲介を行なう事により、中古車流通の促進を図り自動車販売業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 条（名称）

J U 愛知が開催するオートオークションを J U 愛知オークションと称する。

## 第 3 条（所在）

J U 愛知オークションの所在地は愛知県海部郡飛島村大字新政成字戌之切 9 3 2 番 1 に置く。

## 第 4 条（運営方法）

J U 愛知オークションにおける取引は、ポス & コンピューターシステムによって処理されるものとし、参加者はこのシステムによる全ての結果を遵守しなければならない。

## 第 5 条（落札価格）

落札価格は、セリ最終価格とする。  
但し、セリ最終価格が最低希望価格に達しない場合は落札を認めないことが出来る。

## 第 6 条（天災、地変等による車両損害）

J U 愛知オークション会場に搬入された車両について、搬出までの間に、天災、地変、その他、J U 愛知の責に帰すことのできない事由によって車両に損害が生じた場合には、J U 愛知は一切責任を負わないものとする。

## 第 7 条（合意管轄）

J U 愛知オークション取引に関して会員と J U 愛知との間に紛争が生じた場合には、当該紛争の管轄裁判所を名古屋地方裁判所とすることに当事者双方は合意する。

## 第 2 章 会員登録

### 第 8 条（参加資格）

ＪＵ愛知オークションの参加資格は、古物許可取得者であり本規約を遵守することが出来、なおかつ次の各項の要件を満たした者とする。

- 1．愛知県中古自動車販売協会の協会員及び愛知県中古自動車販売商工組合の組合員であること。
- 2．中商連オートオークションメンバー登録者であること。
- 3．自販連加盟のディーラーであること。
- 4．常設の営業所を有し、現に営業を行なっていること。
- 5．ＪＵ愛知が必要と認める書類が提出出来ること。
- 6．上記 1 項から 4 項を満たしていない場合であってもＪＵ愛知が参加を認めたもの。

### 第 9 条（会員）

前条に示す有資格者でＪＵ愛知オークション登録参加契約（以下「会員登録契約」という）を締結した者をＪＵ愛知オークション登録参加会員（以下「会員」という）とし、メンバーカード及びポスカードを発行する。

### 第 10 条（登録期間）

会員の登録期間は登録の日より 1 年間とする。

但し、登録満了 1 ヶ月前までに当事者双方いずれからも異議申立てがない場合は、更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### 第 11 条（登録保証金）

- 1．ＪＵ愛知と会員登録契約を締結した者は、別に定める登録保証金を預託金として預託しなければならない。
- 2．登録保証金は、無利息とする。
- 3．登録保証金は、会員がＪＵ愛知に対する一切の債務の担保とするものとする。
- 4．上記 3 項において登録保証金が債務の支払等により不足した場合、ＪＵ愛知の指定した期日までに当該不足分を補填しなければＪＵ愛知オークションへの参加は出来ないものとする。
- 5．退会申出があった場合、ＪＵ愛知は上記 3 項に基づきメンバーカード並びにポスカード及び登録保証金預り証と引き換えに登録保証金を返還するものとする。

### 第 12 条（相殺禁止）

会員はＪＵ愛知に対して、負担する債務と登録保証金とを相殺することは出来ない。

### **第13条（メンバーカード）**

会員は、J U愛知オークション会場へ入場する場合はメンバーカードを携行しなければならない。

### **第14条（ポスカード）**

会員は、J U愛知オークションの参加当日、受付にてポスカードを提示し、当日のオークションへの参加確認を受けることにより、オークションに参加出来るものとする。

### **第15条（紛失等）**

1. 会員は、メンバーカード及びポスカードを厳正に管理し、これらの使用によるオークション結果については、第三者の使用による場合であっても、自己使用と同様な責任を負うものとする。
2. メンバーカード及びポスカードを紛失した会員は、J U愛知へその旨を速やかに届け出るとともに、別に定めるペナルティーを支払うことによりカードの再発行を受けられるものとする。
3. メンバーカード及びポスカードを紛失した場合は、これによって生ずる一切の責任を負わなければならない。

## 第 3 章 会員の権利義務

### 第 16 条（権利）

会員は J U 愛知オークションにおいて車両を出品又は落札出来るものとする。

### 第 17 条（権利の制限）

J U 愛知は、必要に応じて個々の会員の落札金額及び車両搬出の制限をおこなうことが出来る。

また、第 36 条に定める車両代金等の支払いを遅延している間、以降のオークションにて落札する権利を有しないものとする。

### 第 18 条（禁止行為）

J U 愛知オークションにおいて、次の条項を禁止するものとし、違反のあるときは J U 愛知の裁定により厳重に処分するものとする。

1. 出品店、落札店が直接談合取引する行為。
2. 事務局、調整室等にみだりに立入る行為。
3. J U 愛知オークション検査員以外の者が検査結果及び評価点を加筆・訂正・抹消する行為。
4. 出品及び落札車両の名義人等に直接連絡する行為。
5. 会員以外の者に対して、会員名義並びにポストカードを貸与する行為。
6. J U 愛知が入場許可していない者をオークション会場に入場させる行為。
7. 自社出品車両を出品店自ら或いは他会員に依頼しセリ上げる行為。また、それに協力する行為及び悪意に基づく作為的なセリ行為。
8. J U 愛知オークション会場内において、暴言暴行等によりオークション運営に支障をきたす行為。
9. その他、本規約で禁止されている行為。

### 第 19 条（会員の義務）

会員は、本規約及びこれに付随する諸規程を遵守しなければならない。

### 第 20 条（罰則）

会員が本規約等に違反したときは J U 愛知は当該会員に対して、その違反の程度に応じて次の罰則を課すことが出来る。

1. ペナルティー
2. 退場勧告
3. 取引制限の設定
4. オークションへの参加停止
5. 除名（参加登録契約の強制解約）

## 第21条（強制解約）

JU愛知は、会員の行なう行為が次のいずれかに該当する場合、事前通知・勧告することなく会員登録契約を強制解約することが出来るものとする。

1. 車両代金等の支払いを怠ったとき。
2. 差押・仮差押・滞納処分・競売の申立て等を受けたとき。
3. 破産・民事再生・会社整理・会社更正手続開始等の申立てがあったとき。
4. 営業の廃止・休止・変更または解散の確定もしくは解散とみなされたとき。
5. 手形を不渡りにする等、支払いを停止したとき。
6. 手形の不渡り、又は、支払いの停止をするおそれがある等、信用状態が悪化したと認める事由があったとき。
7. 社会的に信用を損なう行為があったとき。
8. JU愛知が不相当と判断したとき。
9. 本規約その他JU愛知が定める規程に違反したとき。

## 第 4 章 手数料

### 第 2 2 条 (手数料)

会員が J U 愛知オークションに車両を出品又は落札したときは、J U 愛知に対して別に定める手数料を支払わなければならない。

## 第5章 出品・落札

### 第23条（出品）

会員は、次条以下に定めるところに従いJ U愛知オークションに車両を出品することが出来る。

但し、J U愛知は必要に応じて出品車両の台数・車名・年式・型式等を制限することが出来るものとする。

### 第24条（出品店の整備義務）

会員が車両の出品をおこなう場合は中古車業者としての良識に基づき、車両の点検整備を綿密に行なわなければならない。

### 第25条（出品店の申告義務）

- 1．出品の申込みは、所定の申込用紙（以下「出品申込書」という）に必要事項を正確かつ確実に記入しなければならない。
- 2．会員は、本規約及び別に定める規程に従い出品車両の車歴・仕様・品質・瑕疵の程度等、必要事項を確実に申告しなければならない。

### 第26条（出品申込）

出品申込は、出品申込書を添えた車両を第29条に基づき搬入しなければならない。但し、J U愛知が認めた場合は、この限りではない。

### 第27条（出品条件）

出品車両は、次の基準に適したものでなければならない。

但し、J U愛知が許可した車両は、この限りではない。

- 1．一般走行、安全走行ができる車両であること。
- 2．事故現状車または、粗悪車でないこと。
- 3．走行可能なバッテリーを搭載した車両であること。
- 4．燃料10リットル以上の残量があること。
- 5．車両の室内外が清掃済みであること。
- 6．スペアタイヤ、ジャッキ、工具を具備していること。
- 7．J U愛知が別に定める決済期限内に譲渡書類が決済出来る車両。
- 8．負担のない完全な所有権の移転が可能な車両であること。（盗難車、被差押車、違法車及び抵当権設定車等でないこと）
- 9．並行輸入車においては、予備検査証付きである車両（予備検査証の期限に関しては、別に定める書類規程に準ずる）
- 10．レンタカー・事業用ナンバー付き車両でないこと。
- 11．接合車でないこと。
- 12．使用済み自動車でないこと及び、使用済み自動車と判断されないもの。

13. J U愛知が不相当と判断した車両は出品出来ないものとする。

#### **第28条（基準違反車両の整備手数料）**

出品車両が、第27条の基準に反するためにJ U愛知において整備等を行った場合は、出品店はそれに要した実費を負担するほか、別に定める手数料をJ U愛知に支払わなければならない。

但し、J U愛知が基準違反であることを認めて出品した車両については、この限りではない。

#### **第29条（出品車両搬入）**

1. 出品車両は、J U愛知の定めた時間及び指定する位置までに搬入を完了しなければならない。

2. 車両搬入後の出品取り消しは認めない。

但し、J U愛知が特別な事情により出品取り消しを認めた場合であっても出品料は徴収する。

#### **第30条（車両搬出）**

1. J U愛知の指示に従い、且つ、J U愛知が認めた車両に限り、所定の出庫票を提出の上、搬出が出来る。

2. 会員は、搬出時に車両と出品申込書の照合確認を行うこと。尚、搬出後の事故・損傷及び盗難等に関してJ U愛知は一切の責任を負わないものとする。

3. 出品店が、所定の搬出期限までに流札車を搬出しなかった場合は、当該車両を再出品したものとみなす。この場合においては、出品店は、再度出品料を支払わなければならない。

4. 落札店が、所定の期限までに落札車両を搬出しなかった場合には、別に定めるペナルティーをJ U愛知に支払うものとする。

#### **第31条（落札店の車両確認義務）**

1. 会員は、車両の落札に当たっては十分な下見をおこない、更に落札後のクレーム申告期限内に落札車両と出品申込書または、車両状態図との相違がないことを再度確認しなければならない。

2. クレーム申告期限については、別に定める。

#### **第32条（商談・アタック）**

会員が、流札車両の購入を希望する場合は、商談並びに、アタックによる購入を申込みることが出来る。

#### **第33条（車両の登録書類）**

1. 出品店は、成約車両について登録に必要な書類及び自賠償保険証明書（自賠償保険承認請求書を添付）をJ U愛知が別に定める期限までにJ U愛知に提出しなければならない。



ならない。

2. JU愛知は、上記1項の登録書類を車両代金の入金確認後、落札店に引き渡す。
3. 落札店は、JU愛知が別に定める期限までに登録を完了しなければならない。
4. 落札店は、登録を完了した場合は、直ちに登録事項証明書（コピーも可）をJU愛知に提出しなければならない。
5. 原則として出品店名義であること。
6. その他、登録書類に関する取扱いは、別に定める。

#### **第34条（登録書類遅延）**

出品店が、登録に必要な書類の全部又は、一部の引渡しを遅延した場合には、当該出品店は、遅延日数に応じた別に定めるペナルティーを支払わなければならない。

#### **第35条（登録書類差替）**

落札店が、落札車両について引渡された譲渡書類の全部又は一部を紛失しあるいは、その効力を失効した場合には、別に定めるペナルティーを支払わなければならない。

## 第 6 章 車両代金等の決済

### 第 36 条（落札店の車両代金等の決済）

1. 落札店は、落札車両の車両代金・落札料・自動車税等をオークション開催日より 7 日以内に決済しなければならない。
2. 落札店が、J U 愛知に対して支払うべき債務が存する場合には、J U 愛知は落札店が当該債務を完済するまでの間、落札店に対して落札車両の引渡しを拒むことが出来る。
3. 落札車両の所有権は、落札店が上記 1 項により落札代金を支払ったときに落札店に移転するものとする。
4. 代金決済は、原則として振込み又は現金での支払とする。小切手の場合は、決済後入金扱いとする。

### 第 37 条（出品店に対する成約車両代金等の支払）

1. 出品店に対する成約車両代金・自動車税等の支払は、当該出品店に係る成約車両全部の必要書類が J U 愛知に引渡された日の翌銀行営業日に J U 愛知において行なう。但し、翌銀行営業日に支払いされる場合は、前日午後 2 時までに書類が J U 愛知に引渡された場合に限る。
2. 出品店が、J U 愛知に対して手数料・車両代金・その他の債務を負担している場合には、成約車両代金の支払の際に当該債務と相殺して決済することが出来る。

### 第 38 条（自動車税）

自動車税相当額の精算方法については、別に定める。

## 第7章 車両検査

### 第39条（目的）

ＪＵ愛知オークションにおける出品車両の品質水準を保持し、オークション環境を維持するために車両検査基準を別に定める。

### 第40条（出品店の義務）

- 1．出品店は、第5章「出品・落札」に基づき綿密に点検整備を行うものとする。
- 2．出品店は、自らの点検整備による品質検査結果を出品申込書に正確に記入し、出品申込書の記載内容について責任を負う。又、出品店の申告内容に不備・現車との相違があった場合、出品店はその内容についての認識や過失の有無を問わず、第8章「クレーム」に基づき、責任を負うものとする。

### 第41条（検査）

- 1．ＪＵ愛知に出品するすべての出品車両は、出品店の申告内容を踏まえたＪＵ愛知の検査員による検査を経て出品出来るものとするが、ＪＵ愛知による検査は一定の時間的制約の下で大量の車両取引を効率的・経済的に仲介する活動における検査であるからＪＵ愛知の検査結果はあくまでも参考的な資料とする。
- 2．ＪＵ愛知の検査は、停車状態での車両内外の目視による確認とし、部品の取り外しを要する検査及び走行テストを必要とする検査はしない。
- 3．ＪＵ愛知は、オークション会場間における検査内容に差異があっても責任を負わないものとする。
- 4．ＪＵ愛知の検査結果並びに評価点は、ＪＵ愛知の職員以外の者において訂正・抹消することは出来ない。
- 5．ＪＵ愛知の検査結果は、ＪＵ愛知オークションにおける会員間取引のための目安であり、一般消費者を含む第三者に対してＪＵ愛知は、一切の責任を負わないものとする。

### 第42条（品質基準）

- 1．ＪＵ愛知オークションの品質基準は別に定める中商連オートオークション検査基準に準ずるものとする。
- 2．ＪＵ愛知オークション車両評価基準については、別に定める。

## 第 8 章 クレーム

### 第 4 3 条 (目的)

JU愛知オークションによる中古車売買から生ずる紛争について、売買当事者双方は本規約に従い、理解と協力をもって紛争の円満解決に努めるものとし、紛争の迅速適正な解決による会員の正当な利益の保護とJU愛知オークションの信頼性及び秩序の維持を目的とする。

### 第 4 4 条 (クレーム防止義務)

1. 出品店は、車両を出品する場合は中古車業者としての良識に基づき、車両の点検整備を行ない、クレーム発生を事前に防止する努力をしなければならない。
2. 出品店は、出品車両の車歴・仕様・品質・瑕疵の程度等、必要事項を確実に申告するものとする。
3. リモコンスイッチ・キーレス・ナビロム等、容易に車外へ持ち出せる部品及び保証書は出品店で保管し、成約後、譲渡書類等と一緒にJU愛知へ提出すること。仮に、上記部品を車内に放置したことにより紛失してもJU愛知は一切管理責任を負わないものとする。

### 第 4 5 条 (クレーム内容)

1. クレーム内容は、売買契約の解除又は代金減額請求とする。  
但し、落札店がクレーム申立の理由となるべき事由を知って落札した場合はクレームの申立(売買契約の解除・代金減額請求)をすることは出来ない。
2. 落札店は、売買契約解除の期限内に契約の解除に代えて代金減額請求を行なうことが出来るものとする。

### 第 4 6 条 (クレーム申立の方法)

1. 落札車両についてクレーム申立をする場合は、必ずJU愛知を通して行うものとする。
2. クレーム申立は、1台の車両について1回のみとする。  
但し、JU愛知が認めたものについてはこの限りではない。
3. メーカー保証で対応が出来るクレームについては、メーカーに対して行うものとする。  
但し、保証書の名義変更に手数料を要する場合は、出品店は手数料の一部を落札店に支払うものとする。

### 第 4 7 条 (売買契約解除)

1. 落札店は、落札車両について次の事由が存することが判明したときは、催告を要せず売買契約を解除することが出来る。

譲渡書類の全部または一部が所定の期日までにＪＵ愛知に提出されなかったとき。  
法的問題が存するために完全な所有権の移転が出来ないとき。  
接合車・災害車であることが判明したとき。  
メーター改ざん（交換を含む）車であることが判明したとき。  
出品申込書の記入と現車の品質が相違しているとき。  
その他、落札車両に重大な欠陥があるとＪＵ愛知が認めたとき。

2．売買契約解除の要件等の詳細については別に定める。

#### **第48条（法的問題車と売買契約解除）**

- 1．盗難車・車台番号改ざん等による法的問題車両であることが判明した場合は、落札店は催告を要せず直ちに売買契約を解除することが出来る。
- 2．盗難車等を理由として、車両または、譲渡書類が裁判所の仮差押決定・刑事事件の証拠として差押収められた場合、出品店へ車両または譲渡書類の返還なしに売買契約を解除することが出来る。

#### **第49条（解約金の支払による売買契約解除）**

出品店または落札店は、オークション当日の定められた時間内に限り互いに相手方に対して別に定める解約金を支払って、当該車両の売買契約を解除することが出来る。この場合においても、当事者双方はＪＵ愛知に対して定められた各手数料を支払わなければならない。

#### **第50条（損害賠償金の代位弁済）**

- 1．ＪＵ愛知は、オークションの信用を保持するために必要であると判断した場合は、売買契約解除にともない出品店又は落札店が被った損害について、損害を与えた出品店又は落札店に代位して弁済することが出来るものとし、出品店、落札店は右代位弁済について予め承諾するものとする。
- 2．ＪＵ愛知が上記1項により代位弁済をしたときは、弁済を受けた出品店又は落札店は直ちにこの旨を損害を与えた相手方に通知しなければならない。
- 3．損害を与えた出品店又は落札店は、上記1項によりＪＵ愛知が立替払いした金額及びこれに対する立替払いをした日の翌日から完済にいたるまで年20%の割合による遅延損害金をＪＵ愛知に支払うものとする。

#### **第51条（売買契約解除の通知義務）**

出品店又は落札店が売買契約を解除した場合には、売買契約を解除した当事者は直ちにその旨をＪＵ愛知に通知しなければならない。

#### **第52条（売買契約解除とＪＵ愛知の責任）**

本章による売買契約の解除によって売買当事者に生じる損害について、ＪＵ愛知は損害賠償の責任を一切負わないものとする。

### **第53条（売買契約解除と手数料の返還）**

ＪＵ愛知は、売買契約が解除された場合、各手数料を返還しない。

### **第54条（代金減額請求）**

1．落札車両に不具合・記載相違が存する場合は、落札店は出品店に対して落札代金の減額請求が出来る。

但し、ＪＵ愛知が代金減額請求を認めるのが相当でないと判断したときは代金減額請求を認めないものとする。

2．代金減額請求の交渉は、ＪＵ愛知を通して行なうものとする。

### **第55条（仲裁）**

売買契約の解除又は車両代金減額請求について売買当事者双方で調整が見つからない場合、又は特殊事情により例外処理を必要とする場合、ＪＵ愛知は公平、中立の立場で仲裁をするものとし、売買当事者はその裁定の結果に無条件で従うものとする。尚、裁定に従わない場合は、除名又はオークションへの参加停止等の処分を科すものとする。

### **第56条（クレーム規程）**

その他、クレームに関する処理、制限等については、別に定めるクレーム規程によるものとする。

## 第9章 外部ネット

### 第57条（外部ネット）

外部ネットとは、J U愛知が衛星・インターネット等を介し提供する流通サービスである。

### 第58条（外部ネット参加資格）

外部ネットを利用するためには、各外部ネット取引に関する入会手続きを必要とし、入会条件及び取引条件は別に定める。

### 第59条（外部ネット取引）

外部ネットに関する出品・落札、代金決済・書類、車両検査・車両売買契約の解除及びその他取引条件に関しても、全てJ U愛知オークションにて落札したものとみなし、本規約を適用する。

### 第60条（免責）

外部ネット取引において、コンピューターの故障及びその他不測の事態により、正常な取引が行なわれなかった場合、これによる損害についてJ U愛知は責任を一切負わないものとする。

## 第 1 0 章 細則

### 第 6 1 条 (細則)

JU愛知が運営を円滑に行なう為、細則を別に定めるものとする。



## **第 1 1 章 本規約の改廃**

### **第 6 2 条（本規約の改廃）**

ＪＵ愛知は、諸般の情勢変化により本規約等の改定を必要と認めた場合は、随時任意にこれを改定し、改定内容を会員に告知する。改定後の規約等は、改定後の適用実施日とされる日からのオークションに適用され、それ以前のオークションについては従前の例によるものとする。

### **第 6 3 条（施行）**

この規約は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。